

固定資産価格の縦覧

税務課

固定資産税の納税者の方が、自己所有の土地や家屋の評価額について、周辺の土地・建物と比較し、価格の適正さについて「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認することができます。

なお、個人情報に関すること（所有者、課税標準額、税額）は縦覧の対象ではありません。

【縦覧期間】 4月1日（金）～5月2日（月）
（土・日曜日、祝日を除く）
午前8時30分～午後5時30分

【縦覧場所】 税務課

【縦覧できる方】

- （ア）固定資産税（土地・家屋）の納税者
- （イ）納税者の同居の親族
- （ウ）納税者の代理人（委任状の提示が必要）

【持ち物】

- ・本人、または本人と同居の親族であることが証明できるもの（納税通知書、課税明細書、運転免許証など）
- ・印鑑
- ・代理人は委任状

※縦覧期間以外は、土地・家屋等縦覧帳簿の公開は一切できませんのでご了承ください。

※償却資産については、縦覧対象外ですので、縦覧申請をしていただく必要があります。

【問合先】 税務課

岐阜羽島警察署笠松交番の建替え工事が完成

岐阜羽島警察署

清住町地内の笠松交番（羽島郡広域連合消防本部の東隣）の建替え工事が完成し、交番業務を開始しました。

なお、子どもサポートセンター「スマイル笠松」は、引き続き、笠松町北事務所2階で業務を行います。

【問合先】 岐阜羽島警察署笠松交番

☎388-1431

羽島都市計画ごみ焼却場都市計画案の縦覧

環境経済課

都市計画法第17条第1項の規定に基づき、都市計画案を縦覧します。

都市計画法第17条第2項の規定に基づき、関係市町の住民および利害関係人は縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができます。

【縦覧図書】

羽島都市計画ごみ焼却場の都市計画案
（意見書の内容は、この案の範囲となります。）

【都市計画案の概要】

名称 岐阜羽島衛生施設組合ごみ焼却場
位置 羽島市下中町城屋敷および加賀野井地内
面積 約29,400㎡

【縦覧期間】 3月22日（火）～4月5日（火）
午前8時30分～午後5時15分
（土曜日、日曜日を除く）

【意見書の提出】

意見書（任意様式）に氏名および住所を記載して、直接持参するか郵送またはFAXで提出してください。

【意見書の提出期間】

3月22日（火）～4月5日（火）（期日内必着）

【縦覧場所、意見書提出先および問合先】

羽島市役所建設部都市計画課

☎392-1111（内線2133）

FAX392-8238

※詳しくは羽島市ホームページ（<http://www.city.hashima.gifu.lg.jp/>）をご覧ください。



2011年7月完了
地デジ化

Analog broadcast will fully switch over to Digital broadcast by July 2011.
©日本放送協会 2009

ショッピング アミューズメント カーライフ

笑顔とクルマに会える街



カラフルタウン岐阜

株式会社 トヨタオートモールクリエイト
〒501-6115 岐阜市柳津町丸野3-3-6
TEL058-388-5400

毎月7・8日はカラフルタウンデー

<http://www.colorfultown.jp>

物流・商品在庫管理

羽島梱包株式会社

岐阜県羽島郡笠松町北及1627

TEL 388-1147 FAX 388-2719